

香川県報



号外

平成 16 年

6月29日(火曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

公安委員会規則

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 一
- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 警察本部告示 四
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程
- 香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「等の遵守事項（第十一条―第十七条）」を「の遵守事項等（第十条・第十一条）」に、
「第四章 削除
第五章 監督等（第十九条―第二十一条）
第六章 雑則（第二十二条―第二十五条）」を「

第四章 監督等（第十二条―第十四条）
第五章 雑則（第十五条―第十八条）」に改める。

第二条中「法第三条第二項の規定による許可条件の付加又は変更は」を「香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第三条第一項の許可をした後において、同条第二項の規定により新たに条件を付し、又は条件を変更するときは、その旨を」に、「行う」を「当該許可を受けた者に通知する」に改める。

第六条を削る。

第七条中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改め、同条第二項中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条第一項中「第七条」を「第六条」に改め、同条第二項中「法第十条の二第六項」を「公安委員会は、法第十条の二第六項」に、「よる認定の取消しは、別記様式第七号」を「より認定を取り消したときは、その旨を、別記様式第五号」に、「行う」を「当該認定を受けた者に通知する」に改め、同条を第九条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 風俗営業者の遵守事項等

第三章中第十一条を第十条とし、第十二条から第十六条までを削り、第十七条を第十一条とする。

第四章を削る。

第十九条の見出しを「（報告等の要求の手続）」に改め、同条中「より報告」を「よる報告」に、「を求めるときは、別記様式第十五号」を「の要求は、別記様式第六号」に改め、第五章中同条を第十二条とする。

第二十条第一号中「別記様式第十七号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第三号中「別記様式第十七号」を「別記様式第七号」に改め、同条第四号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第五号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第六号及び第七号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第八号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第九号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第十号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条

第十一号中「別記様式第二十号」を「別記様式第十号」に改め、同条第十二号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第十三号及び第十四号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第十五号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第十六号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第十七号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第十八号から第二十号までの規定中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第二十一号中「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二十二号中「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条第十三条とする。

第二十一条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第十四条とし、第五章を第四章とする。

第六章中第二十二条を第十五条とし、第二十三条を第十六条とする。

第二十四条中「別記様式第二十二号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とし、第六章を第五章とする。

別記様式第二号及び別記様式第三号を削る。

別記様式第四号中「別記様式第4号(第7条、第10条関係)」を「別記様式第4号(第6条、第9条関係)」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第五号中「別記様式第5号(第8条、第9条関係)」を「別記様式第5号(第7条、第8条関係)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第六号中「別記様式第6号(第8条、第9条関係)」を「別記様式第6号(第7条、第8条関係)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第七号中「別記様式第7号(第10条関係)」を「別記様式第7号(第9条関係)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第八号から別記様式第十四号までを削る。

別記様式第十五号中「別記様式第15号(第19条関係)」を「別記様式第15号(第12条関係)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第十六号を削る。

別記様式第十七号中「別記様式第17号(第20条関係)」を「別記様式第17号(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十八号中「別記様式第18号(第20条関係)」を「別記様式第18号(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十九号中「別記様式第19号(第20条関係)」を「別記様式第19号(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第二十号中「別記様式第20号(第20条関係)」を「別記様式第20号(第13条関係)」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第二十一号中「別記様式第21号(第21条関係)」を「別記様式第21号(第14条関係)」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第二十二号中「別記様式第22号(第24条関係)」を「別記様式第22号(第17条関係)」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

附 則

1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

2 改正前の別記様式第四号から別記様式第七号まで、別記様式第十五号及び別記様式第十七号から別記様式第二十二号までの様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十三号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表八の項中「に適合している旨の検定及び適合していない旨」を削り、同項2中

第二条第二項	指定試験機関に対する認定申請に係る遊技機の再試験及びその結果の報告命令	○	を
第一条第四項第一号イ	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことが	○	

及び第二号イ	できる者の認定		
第一条の二	認定申請に係る補正の要求		
第二条第一項	認定に関する試験の実施の決定		
第二条第二項	指定試験機関に対する認定申請に係る遊技機の再試験及びその結果の報告の命令		

「提出要求」を「提出の要求」に、

第五条第二項	遊技機の認定の取消しの通知		
--------	---------------	--	--

第五条第二項	遊技機の認定の取消理由の通知及び弁明の機会の付与		
第五条第三項	遊技機の認定の取消しの通知		
第七条第二項第三号へ	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することを適正に判定できる者の認定		
第七条第二項第四号へ	同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることを適正に判定できる者の認定		
第七条の二第一項	遊技機の製造業者の確認		
第七条の二第三項	確認証明書の交付		
第七条の二第四項	確認申請書等の記載事項の変更の届出の受理		
第七条の二第五項	遊技機の製造の廃止の届出の受理		
第七条の二第六項	遊技機の製造業者の確認の取消し		
第七条の二第七項	遊技機の製造業者の確認の取消しの通知		
第七条の三	検定申請に係る補正の要求		

「型式の再試験及びその結果の報告命令」を「型式の再試験及びその結果の報告の命令」に、「検定の通知」を「型式の検定の通知」に、

第十一条第一項及び第二項	遊技機の検定の取消し		
--------------	------------	--	--

第十一条第一項及び第二項	遊技機の型式の検定の取消し		
--------------	---------------	--	--

第十一条第二項第四号	検定を受けた者に対する報告の要求		
------------	------------------	--	--

第十一条第二項第五号	検定を受けた者の事務所等における検査等の実施		
------------	------------------------	--	--

第十一条第三項	遊技機の型式の検定の取消理由の通知及び弁明の機会の付与		
---------	-----------------------------	--	--

「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「検定の取消しの」を「型式の検定の取消しの」に改め、同項3中「の周知」を「を周知させる措置」に、「少年指導委員講習」を「少年指導委員に対する講習」に、「解雇理由の通知」を「の解雇理由の通知及び弁明の機会の付与」に改め、同項4中「提出要求」を「提出の要求」に改め、同項5中

第十条第二項	特例風俗営業者認定取消通知書による通知		
--------	---------------------	--	--

第十九条	報告等要求書による通知		
------	-------------	--	--

第九条第二項	特例風俗営業者認定取消通知書による通知		
--------	---------------------	--	--

「第二十二条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二十二条第五項」を「第十五条第五項」に、「第二十三条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同表四十八の項中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「に対する措置」を「の受理」に、

第十三条第二項	収集した証拠の国家公安委員会への送付		
---------	--------------------	--	--

を

第十四条第二項	収集した証拠の国家公安委員会への送付		○
第十八条第一項第一号	国家公安委員会からの調査の指示の受理		○

改め、同表七十二の項中

第十二条第一項	専門捜査員の応援派遣に関する協定の締結及び実施		○
---------	-------------------------	--	---

第十三条第一項	警察庁等に対する専門捜査員の派遣の要求		○
第十三条第二項	他の都道府県警察への専門捜査員の派遣		○
第十三条第三項	専門捜査員の派遣を迅速かつ円滑に行うために必要な措置		○

改め、「第二十六条の二」の下に「及び第二十六条の三」を加え、「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表四十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第七号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年六月二十九日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程
自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成十二年香川県警察本部告示第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号二中「使用に」を「保管場所に」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

●香川県警察本部告示第八号

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十六年六月二十九日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察参考人等旅費取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「の規定」を「又は第五項の規定」に改め、同条中第九号を第十一号とし、同条第八号中「困り事相談」を「警察安全相談」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号）第六条第一項の規定により出頭した

参考人（当事者又は参加人の申出により出頭した参考人を除く。）

九 火薬類取締法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十六号）第十九条の規定により出頭した参考人

附 則

この規程は、平成十六年六月二十九日から施行する。

この規程は、平成十六年六月二十九日から施行する。

平成十六年六月二十九日印刷発行

印刷発行所

香川 県 庁

（購読料月極二千五百円）

